

# よくあるご質問

Q1. うちの子に療育が必要かわかりません。まずはご相談できますか？

A. 専門職が丁寧にお子さんの様子を伺い、必要性に応じて発達の検査を実施します。その上で療育の必要性についてもアドバイス致します。療育の実施に迷う場合には、数か月に1回経過をみなながらご相談を継続することもできます。初回のご相談や検査は無料です。検査結果の説明や継続的な相談には1回1,000円がかかります。

Q2. 個別療育を始める前に見学はできますか？

A. 初回ご来所いただいた際に保護者のご心配なことを伺います。その際に施設の見学をすることができます。

Q3. 個別療育の対象年齢や時間、頻度、費用を教えてください。

A. 対象年齢：未就学児

時間：30～40分の個別療育を行い、10～15分程度保護者へのフィードバックを行います。

頻度：お子さんの課題によって異なりますが2～3回/月程度です。

費用：契約後は児童福祉法に定められた額になります（1回1,000円前後、所得に応じた上限あり）。

※3～5歳児（満3歳の4月1日から3年間）は、無償化の対象になります。

Q4. 障害者手帳や療育手帳は必要ですか？

A. 必要ありません。

個別療育を継続していく場合には『通所受給者証（自治体に申請して作成するもの）』が必要になりますが、その必要性についてもご相談に応じます。

Q5 個別療育ではどんなことをしますか？

A. お子さんの苦手な所だけでなく、得意な所を十分に活かしながら支援の方法を個々に検討していきます。例えば、言葉は少ないけれど身振りの模倣などが上手なお子さんには、楽器遊びや手遊びなどを通して動きと一緒に擬音語・擬態語を用いながら表現できることを引き出していきます。



埼玉県発達障害総合支援センターが作成したチラシもご紹介します。よろしかったらご覧ください。

